

化学物質の子どもガイドライン（鉛ガイドライン（塗料編））について

東京都では、今年度の重要施策として、有害性が疑われる化学物質による子どもへの健康影響を未然に防止するためのガイドラインの策定に取り組んでいます。

ガイドラインは、都民や化学物質を取り扱う関係者の方々に活用していただくもので、代替品への転換や使用量の削減に向けた対策などを内容としています。

その具体化のため、専門家による将来リスク低減検討会を設置し、子どもへの神経毒性が指摘されている鉛について検討を行い、このたび「鉛ガイドライン（塗料編）」（別添）を策定しましたので、下記のとおりお知らせします。

今後、他の化学物質についても逐次検討し、ガイドラインを策定していく予定です。

記

鉛は、神経に影響を及ぼす有害な化学物質といわれており、特に成長期の子どもにとって注意すべき化学物質です。子どもの鉛の曝露量を削減するには、子どもが多く利用する施設等において、鉛を含む製品をできるだけ使用しないことが大切です。

家電製品や自動車などについては、鉛フリー化（製品中の鉛の量をできるだけ少なくすること）が国際的にも進んでいるところですが、建物の錆止め塗料や公園や小学校等で使用されている遊具の黄色やオレンジ系の上塗り塗料には鉛が含まれているものがあり、これらの塗料を鉛フリーに切り替えるなど、新たな対策が必要となってきました。

<鉛ガイドライン（塗料編）の概要>

子どもが多く利用する施設や遊具の塗装には、鉛フリーの塗料を使ってください

都は鉛フリー塗料の積極的な利用をみなさんをお願いしていきます。

- ・製造事業者は鉛フリー製品であることを表示し、鉛フリー塗料の使用拡大を図ってください。
- ・子どもが多く利用する施設の管理者は、遊具や建築物の塗料には鉛フリー塗料を使用してください。
- ・子どもが多く利用する施設の設計者は、塗料には鉛フリー塗料を指定してください。

塗装面を良好に保全してください

既に使用されている塗料については、塗膜の剥離がないよう、保全の徹底をお願いしていきます。

- ・既に塗られている塗料の成分や鉛の含有量を確認し、必要な場合は塗り替えてください。

塗替えをする時は、飛散防止対策を行ってください

塗替えをする時は、鉛フリーの塗料を使うとともに、工事の実施にあたっては飛散防止などの対策をお願いしていきます。

- ・既に塗られている塗料の成分や鉛の含有量を確認してください。
- ・シート防護や板張り防護などの飛散防止対策を行ってください。

【問い合わせ先】

環境局環境改善部有害化学物質対策課 企画係
電話 03 - 5388 - 3503（直通）
都庁内線 42 - 412